

農業経営者の皆さんへ

# 農業経営に使える 税制・融資・補助金について

2021年度版



農林水産省



このパンフレットでは、更なる経営発展を目指す農業経営者の皆さんの一助となるよう、機械等の取得や人材確保等に際して活用頂ける税制・融資・補助金について、その主なものを紹介しています。



## 目 次

**I** 機械等を取得・規模拡大したい方  
機械や施設を導入する場合に活用可能な施策をご紹介します。

詳しくは2ページ

**II** 人材確保をしたい方  
人材の確保に際して活用可能な施策をご紹介します。

詳しくは14ページ

**III** 経営リスクに備えたい方  
経営リスクに備えたい場合に活用可能な施策をご紹介します。

詳しくは19ページ

**IV** 法人化をご検討の方  
法人と個人事業主との税制等における違いをご紹介します。

詳しくは23ページ

**V** 経営相談したい方  
経営相談したい場合に活用可能な施策をご紹介します。

詳しくは26ページ

※ 本パンフレットは、新型コロナウイルス感染症に関する支援措置については掲載していません

# I. 機械等を取得・規模拡大したい方が活用可能な支援措置

## 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

※令和元年度よりこれまでの「強い農業づくり交付金」と「経営体育成支援事業」が統合されました。

産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。



### ① 産地基幹施設等支援タイプ

#### 1 事業実施主体

農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

#### 2 内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設（集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウス等）の整備・再編を、**補助率1/2以内**（原則上限20億円）などで支援します。

#### 3 要件

- ・ **受益農業従事者**（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が**5名以上**であること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 面積要件等を満たしていること
- ・ 受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ね）において、**実質化された人・農地プラン**（工程表も同プランとみなす）が策定されていること
- ・ **産地基幹施設を整備する場合**にあつては、原則として**総事業費が5,000万円以上**であること
- ・ 費用対効果分析を実施していること 等

【お問い合わせ先】農林水産省生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

### ② 先進的農業経営確立支援タイプ

#### 1 対象となる農業者

- ① **実質化された人・農地プラン**に位置付けられた**中心経営体**
- ② **農地中間管理機構**を通じて農地を借りた方

#### 2 内容

融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に、**融資残額に対して、事業費の3/10以内の補助率**（上限：個人**1,000万円**、法人**1,500万円**）で支援します。  
併せて融資の円滑化を図るため、**金融機関への債務保証**（経営体の信用保証）を支援します。

【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課（03-6744-2148）

### ③ 地域担い手育成支援タイプ（融資主体補助型）

#### 1 対象となる農業者

- ① 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ② 農地中間管理機構を通じて農地を借りた方

#### 2 内容

融資を活用してトラクター等の農業用機械やハウス等の施設を導入する場合に、**融資残額に対して、事業費の3/10以内の補助率（上限：300万円）**で支援します。

併せて融資の円滑化を図るため、**金融機関への債務保証（経営体の信用保証）**を支援します。

【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課（03-6744-2148）

### ④ 地域担い手育成支援タイプ（条件不利地域型）

#### 1 対象となる農業者

農業者が組織する団体等（注）

- （注）
- 1 農家3戸以上が構成員に含まれており、農家が全体の議決権の過半を占める等、事業活動を実質的に支配すると認められる団体
  - 2 農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域等が対象となります。

#### 2 内容

共同利用機械・施設の導入に対して、**補助率1/2以内（ただし、農業用機械は1/3以内（沖縄県で実施する場合等を除く。）（上限額：1経営体当たり4,000万円）**で支援します。

【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課（03-6744-2148）

## （参考）人・農地プラン

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、**地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、地域農業の将来の在り方**などを明確にし、市町村が公表する取組です。



### 人・農地プランの実質化

次のプロセスを踏んで作成された人・農地プランを「**実質化された人・農地プラン**」とし、人・農地プランの実質化を推進しています。

#### I 地域の声を聞く

地域の農業者の年齢分布や後継者の有無など地域の状況がわかるようにアンケートを実施。

#### II 地域の状況を地図化する

地域のアンケート等で把握した状況などを地図に落とし込んで話し合いに活用。

#### IV 話し合いの結果をまとめる

原則として、集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として定める。

#### III 5～10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらうのかを話し合う

話し合いは市町村や農業委員会等がコーディネーター役を務め、原則として集落の範囲で実施。集落の寄合いなど既にある話し合いの場も活用。

【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課（03-3502-6441）

## 2 農地耕作条件改善事業

### ① 地域内農地集積型

区画拡大、排水改良などの耕作条件を改善したい方、高収益作物に新たにチャレンジしたい方を支援します。



#### 1 対象となる農業者

農地中間管理事業の重点実施区域（指定される見込みのある区域含む）で耕作する農業者

#### 2 内容

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の設置、農道・農業用排水路の更新等の**基盤整備を支援**します。

＜支援例＞ ※自力施工も可能です。

＜支援例＞

##### 定額

- ・ 区画拡大（表土扱い有り） 10.5万円/10a
- ・ 暗渠排水（バックホー施工） 14.5万円/10a
- ・ 水路更新 9.5万円(用水)/10m  
14.5万円(排水)/10m
- ・ 条件改善推進費 300万円/年まで 等

##### 補助率 1 / 2

- ・ 区画整理
- ・ 暗渠排水
- ・ 土層改良
- ・ 農業用排水施設
- ・ 営農環境整備支援
- ・ 管理省力化支援
- ・ 品質向上支援 等

#### 3 要件

- ① 1地区当たりの**総事業費が200万円以上**
- ② 1地区当たりの**農業者数が2者以上** 等

【お問い合わせ先】農林水産省農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

### ② 高収益作物転換型

#### 1 対象となる農業者

農地中間管理事業の重点実施区域（指定される見込みのある区域含む）、または人・農地プランが実質化された地域内で耕作する農業者

#### 2 内容

基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、**高収益作物導入に必要な経費を支援**します。

＜支援例＞ ※自力施工も可能です。

＜支援例＞

I 地域内農地集積型の支援に加えて…

I 地域内農地集積型の支援に加えて…

##### 定額

- ・ 高収益作物転換推進費 300～500万円/年まで

##### 補助率 1 / 2

- ・ 高収益作物導入支援

〔 ○ 高収益作物転換プランの作成、現場での講習・研修会、加工品の試作、販売戦略等に対する支援 等 〕

〔 ○ 導入作物の実証ほ場の設置・運営に対する支援  
○ 導入作物に応じた農業機械のリースに対する支援 等 〕

#### 3 要件

- ① 1地区当たりの**総事業費が200万円以上**
- ② 1地区当たりの**農業者数が2者以上**
- ③ 作付け面積のうち**1 / 4以上を新たに高収益作物に転換**すること 等

【お問い合わせ先】農林水産省農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

### ③ スマート農業導入推進型

地域一体で自動操舵などのスマート農業に挑戦したい方におすすめです。



#### 1 対象となる農業者

農地中間管理事業の重点実施区域（指定される見込みのある区域含む）、または人・農地プランが実質化された地域内で耕作する農業者

#### 2 内容

スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたG N S S基地局の設置や農業用トラクタへの自動操舵システム等の導入を支援します。

##### <支援例>

補助率 1/2

・スマート農業導入支援

○ G N S S基地局の新設・更新

○ 自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 等

※ スマート農業に適した基盤整備が行われた農地とは、大区画化や周辺水路のパイプライン化、ほ場内耕作道、ターン農道の設置などの基盤整備がなされ、自動操舵トラクタ等が十分に能力を発揮できる農地をいいます。

#### 3 要件

- ① 1地区当たりの総事業費が200万円以上
- ② 1地区当たりの農業者数が2者以上
- ③ スマート農業に適した基盤が整備されていること 等

【お問い合わせ先】農林水産省農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

その他、農地の整備に関する事業については以下をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/>（農林水産省HP）



## 3 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）

#### 1 取組主体

地域で作成する『産地パワーアップ計画』に位置付けられた農業者、農業法人等

#### 2 内容

産地パワーアップ計画の実現に必要な集出荷貯蔵施設・低コスト耐候性ハウス等の整備や、農業機械のリース導入・取得、高付加価値化に必要なパイプハウス資材等の生産資材の導入等に対して補助率1/2以内などで支援します。

#### 3 要件

- ・ 産地として生産コスト・加工コストの10%以上の削減、販売額または所得額の10%以上の増加や労働生産性の10%以上の向上などの目標を設定し、目標に向けて取り組むこと
- ・ 農業者が農業機械の取得を行う場合は、
  - ① 農業経営に係る経理が家計と分離されていること（青色申告を行う等）
  - ② 事業の継続性が担保されていること（後継者が確保されている等）

【お問い合わせ先】農林水産省生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

# 4 畜産クラスター事業

地域の畜産経営者やコントラクターなどが行う施設整備、機械導入、経営継承などを支援します。



## ① 施設整備事業

### 1 対象となる農業者

畜産クラスター協議会が作成する「畜産クラスター計画」に、中心的な経営体として位置付けられた農業者(※)、農業法人等

※ 法人化していない場合は法人化計画を有するか、都道府県知事の特認が必要です。

### 2 内容

地域の畜産の収益性の向上に必要な家畜の飼養管理施設や排せつ物処理施設などの整備を補助率 1 / 2 以内で支援します。

施設と家畜を一体的に貸付ける場合の家畜導入を補助率 1 / 2 以内

(上限：妊娠牛は27万5千円/頭、繁殖雌牛は17万5千円/頭) で支援します。

## ② 機械導入事業

【お問い合わせ先】農林水産省生産局畜産企画課 (03-3501-1083)

### 1 対象となる農業者

畜産クラスター協議会が作成する「畜産クラスター計画」に、中心的な経営体として位置付けられた農業者(※)、農業法人等

※ 法人化していない場合は法人化計画を有するか、都道府県知事の特認が必要です。

### 2 内容

自動給餌機や搾乳装置などの機械装置(※)の導入(購入方式、リース方式)を補助率 1 / 2 以内で支援します。

※ 原則として新品である必要。ただし、畜産クラスター協議会が必要と認める場合は中古品の購入も可能です。

## ③ 畜産経営基盤継承支援事業

【お問い合わせ先】農林水産省生産局畜産企画課 (03-3501-1083)

### 1 対象となる農業者

畜産クラスター協議会が作成する「畜産クラスター計画」に、後継者不在経営体として位置付けられた家族経営等

### 2 内容

- ・ 後継者不在経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチングの取組を定額で支援します。
- ・ 後継者不在の家族経営が将来的に地域の担い手に経営資源を継承する場合、家族経営の畜舎の整備等を補助率 1 / 2 以内で支援します。

【お問い合わせ先】農林水産省生産局畜産企画課 (03-3501-1083)

畜産クラスター事業の詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l\\_cluster.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html) (農林水産省HP)



## 5 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農業経営の改善に必要な、長期かつ低利な資金の借入を支援します。



### 1 対象となる農業者

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村等の認定を受けた者）

### 2 内容

【貸付限度額】個人：**3億円**（複数部門経営等は6億円）

法人：**10億円**（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

【償還期限】**25年以内**（うち据置期間10年以内）

【金利負担軽減措置】**実質化された人・農地プランの中心経営体**として位置づけられた等である場合は最大20億円まで貸付当初**5年間実質無利子化**(最大2%引下げ)

### 3 資金の用途

- ・ 農地等の取得、改良、造成
- ・ 農業経営用施設・機械などの取得、改良、造成
- ・ 農産物の処理加工施設、流通販売施設・観光農業施設などの取得、改良、造成
- ・ その他の経営費（規模拡大や設備投資などで必要となる原材料費、人件費など） 等

【お問い合わせ先】

（株）日本政策金融公庫の各支店（<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>）

沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（[https://www.okinawakouko.go.jp/financing\\_investment/124](https://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124)）

## 6 青年等就農資金

### 1 対象となる農業者

認定新規就農者（新たに農業経営を営もうとする青年等であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた者）

### 2 内容

【貸付限度額】**3,700万円**（特認限度額1億円）

【償還期限】**17年以内**（うち据置期間5年以内）

【貸付利率】**無利子**（借入れの全期間）

### 3 資金の用途

- ・ 農業経営用施設・機械などの取得、改良、造成
- ・ 農産物の処理加工施設、流通販売施設、観光農業施設などの取得、改良、造成
- ・ 借地料などの一括払い 等

【お問い合わせ先】

（株）日本政策金融公庫の各支店（<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>）

沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（[https://www.okinawakouko.go.jp/financing\\_investment/124](https://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124)）

# 7 農業経営基盤強化準備金



認定農業者の方などが計画的に資金を積み立てて機械等を取得するなら、『農業経営基盤強化準備金』が活用可能です。

## 1 対象となる農業者

人・農地プランの中心経営体※であり、青色申告をしている

- ① 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた者）のうち、個人または農地所有適格法人
- ② 認定新規就農者（新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者）のうち個人

※ 法人の方は令和4年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分の所得税からの適用となります。

## 2 内容

農業経営改善計画等に従って、

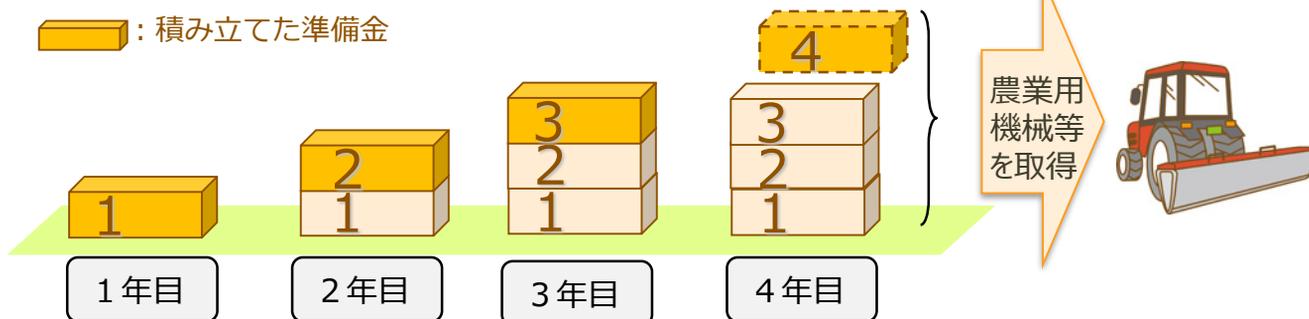
- ① 経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- ② 積み立てた準備金を5年以内に取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

## 3 対象となる資産

- ① 農用地（農地、採草放牧地）
- ② 農業用の建物（建物附属設備を含む）
- ③ 農業用の構築物
- ④ 農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）

（例）3年間積み立てて、4年目に農業用機械を取得した場合

：積み立てた準備金



※ 積み立ててから5年を経過した準備金は、順次、その時点で収入として計上され、課税対象となります。

※ 農業経営基盤強化準備金制度は「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例」との併用は可能です。ただし、「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」との併用はできません。

# 8 中小企業経営強化税制



機械や設備を導入される場合、中小企業等経営強化法に基づき、『経営力向上計画』の認定を受けた上で取得すれば、**法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除が適用**できます。  
(税額控除は資本金3,000万円超の中小法人の場合7%)

## 1 対象となる農業者

青色申告をしている、

- ① 常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**
- ② **資本金または出資金の額が1億円以下の法人**

※ 農業協同組合、農事組合法人は対象外です。

## 2 内容

**法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除※が適用**

(税額控除は資本金3,000万円超の中小法人の場合7%)

※ 税額控除は当該年度の所得に対する法人税・所得税額の20%が上限となります。

## 3 対象となる機械・設備

- ① **160万円以上の機械装置**
- ② **30万円以上の器具備品・工具**
- ③ **60万円以上の建物附属設備**
- ④ **70万円以上のソフトウェア** を**2023年3月末までに**取得する場合に活用可能。

## 4 要件

以下のいずれかの類型における要件を満たした上で、『**経営力向上計画**』を作成し、**地方農政局等において認定を受けることが必要**となります。

### 【生産性向上設備（A類型）】

- ① 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要はありません）
- ② 旧モデルに比べ**生産性が年平均1%以上向上する機械等**であること

※ 工具については測定工具と検査工具のみ、ソフトウェアについては情報収集・分析・指示機能を有するもののみが対象となります。

### 【収益力強化設備（B類型）】

**年平均の投資利益率が5%以上**となることが見込まれることにつき、**経済産業大臣の確認**を受けた投資計画に記載された機械等であること

### 【デジタル化設備（C類型）】

遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかを可能にする設備

### 【経営資源集約化設備（D類型）】

修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

(例) 資本金1,000万円、減価償却前利益が2,000万円の農業法人が、中小企業等経営強化法の認定を受けて**700万円の機械(耐用年数7年)**を取得した場合の**初年度の税制特例による効果**※<sup>1</sup> (償却額は定額法による。その他の特例等は考えない)

活用する特例措置	初年度の税制特例による効果
税額控除 (10%)	700万円 (機械の取得額) × 10% = <b>70万円</b> ※ <sup>2</sup>
特別償却 (即時償却)	600万円 × 23.2% (法人税率) = <b>140万4千円</b>

いずれか一方を選択可能

※<sup>1</sup> 法人事業税、特別法人事業税、地方法人税、法人住民税については考慮に入れていません。

※<sup>2</sup> 通常の減価償却による効果は別途計上されます。また、税額控除は法人税額の20%が上限となります。(したがって、税額控除と特別償却のいずれが税負担が小さくなるかは場合によります。)

## 5 必要な手続き

※A類型の場合

### I 証明書の入手

取得を検討されている機械・設備が要件を満たすこと(一定期間内に販売された旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備であること)を確認の上、機械・設備メーカーを通じて、工業会等が発行する**証明書**を入手してください。

### II 計画の申請

経営力向上計画を作成、取得を検討されている機械・設備について記載した上で、**証明書の写しを添付して最寄りの地方農政局等に当該計画を申請**してください。

経営力向上計画では、

- ・ 経営状況
- ・ 労働生産性の向上目標
- ・ 労働生産性の向上を図るための取組・設備投資や資金調達の内容

について記載が必要になります。(計画の提出から審査認定に要する期間は通常1ヶ月程度です。)

問い合わせ及び計画の提出先、申請書の様式、記載例については以下をご覧ください。

『中小企業等経営強化法による支援』(農林水産省H P)

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keiiryoku\\_koujou.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keiiryoku_koujou.html)



経営力向上計画において設定が必要な指標や目標とすべき数値については以下をご覧ください。

『「農業分野に係る経営力向上に関する指針」が策定されました』(中小企業庁H P)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190930kyokanou.htm>



### III 機械・設備の取得

農林水産省(地方農政局等)から**認定を受けた後、機械・設備を取得**してください。

### IV 税務申告

税務申告に際して**経営力向上計画の申請書及び認定書の写しが必要**となります。

# 9 生産性向上特別措置法に基づく支援措置

認定を受けた『先端設備等導入計画』に従って、取得する先端設備等について、**固定資産税が最大3年間ゼロになります。**



## 1 対象となる農業者、機械・設備

対象となる農業者は9ページ「中小企業経営強化税制」と同様です。

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ・ 機械装置（160万円以上／10年以内）
- ・ 器具備品（30万円以上／6年以内）
- ・ 建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ・ 構築物（120万円以上／14年以内）
- ・ 測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ・ 事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

## 2 内容

固定資産税が3年間、市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）に軽減

## 3 要件

以下の要件を満たした上で、『先端設備等導入計画』を作成し、市町村において認定を受けることが必要となります。

- ・ 旧モデルに比べ**生産性が年平均1%以上向上する機械等**であること
- ※ **2023年3月末までに取得した機械・設備が適用対象**となります。

## 4 必要な手続き

### I 証明書の入手

取得を検討されている機械・設備が要件を満たすこと（一定期間内に販売された旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備であること。ただし、事業用家屋を除く。）を**確認の上、機械・設備メーカーを通じて、工業会等が発行する証明書**を入手してください。



### II 計画の事前確認

先端設備等導入計画を作成、取得を検討されている機械・設備について記載した上で、**計画を認定経営革新等支援機関**（税理士、商工会、商工会議所等）に**確認し、確認書**を入手してください。

先端設備等導入計画では、

- ・ 経営状況
  - ・ 労働生産性の向上目標（**年平均3%以上**）
  - ・ 労働生産性の向上を図るための取組・設備投資や資金調達の内容
- について記載が必要になります。



次ページへ続く

### Ⅲ 市町村への申請

計画申請書及びその写し、工業会証明書の写し、認定経営革新等支援機関の事前確認書を添付して市町村に提出し、認定を受けてください。

### Ⅳ 機械・設備の取得

認定を受けた後、機械・設備を取得してください。

### Ⅴ 税務申告

税務申告に際して先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し、工業会証明書の写しが必要となります。

お問い合わせ先・各種様式・記載例・固定資産税ゼロを措置している市町村などについては以下をご覧ください。

『生産性向上特別措置法による支援』（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



認定経営革新等支援機関については以下をご覧ください。

『経営革新等支援機関認定一覧について』（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>



中小企業等経営強化法や農業経営基盤強化準備金の要件に当てはまらない場合には、これらの税制を活用することで、法人税・所得税の特別償却または税額控除を受けることが可能です。



## 10 中小企業投資促進税制

### 1 対象となる農業者

青色申告をしている

- ① 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ② 資本金または出資金の額が1億円以下の法人

※ 農業協同組合、農事組合法人も対象となります。

### 2 内容

法人税・所得税について30%の特別償却または7%の税額控除を受けることができます。

（資本金または出資金が3,000万円を超える法人（農業協同組合は除く）は、税額控除を選択できません。）

※ 税額控除は当該年度の所得に対する法人税・所得税額の20%が上限となります。

### 3 対象となる機械・設備

- ① 160万円以上の機械装置
  - ② 3.5トン以上の普通貨物自動車（トラック等）（貨物の運送の用に供されるものに限る）
  - ③ 120万円以上の測定工具、検査工具
  - ④ 70万円以上のソフトウェア を取得する場合に活用可能
- ※ 2023年3月31日までに取得した設備が対象となります。

# 11 ものづくり補助金（一般型）

## 1 対象となる農業者

※ 電子申請のみとなります

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人または個人

※ 農事組合法人および農業協同組合は対象となりません。

## 2 内容

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資（単価50万円以上）を補助率1/2（小規模企業者・事業者※<sup>1</sup>の場合は2/3）で1,000万円の範囲内で支援します。※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 常勤従業員が20人以下の法人または個人を言います

※<sup>2</sup> 補助対象経費ごとに上限額が決まっています。

# 12 持続化補助金（一般型）

## 1 対象となる農業者

※ 電子申請と郵送どちらも可能です

小規模事業者等（常勤従業員が20人以下の会社または個人）

※ 商工会・商工会議所の会員、非会員を問わず申請できます。

※ 系統出荷による収入のみである個人農業者や、農業協同組合、農事組合法人は対象となりません。

## 2 内容

小規模事業者が取り組む販路開拓※<sup>1</sup>や業務効率化※<sup>2</sup>の取組を、補助上限50万円、補助率2/3で支援します。（共同申請も可能です（上限：50万円×10者））

※<sup>1</sup> 販促用のチラシ作成、ネット販売システムの構築、見本市への出展など販路開拓の取組が対象です

※<sup>2</sup> 経理ソフトの導入や、専門家による労働時間削減に向けた指導など業務効率化の取組が対象です

# 13 IT導入補助金（通常枠）

## 1 対象となる農業者

※ 電子申請のみとなります

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人または個人

※ 農事組合法人および農業協同組合も対象となります。

## 2 内容

生産管理や作業管理など、付加価値向上に繋がるITツールの導入経費※を補助率1/2以内で支援します。

※ 補助対象経費は、IT導入支援事業者によりあらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費（ソフトウェア費、導入関連費等）です。

各事業についての詳細は、こちらをご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/> 「ものづくり補助金」（事務局HP）

<https://r1.jizokukahojokin.info/> 「持続化補助金」（事務局HP）

<https://www.it-hojo.jp/> 「IT導入補助金」（事務局HP）



# Ⅱ. 人材確保をしたい方が活用可能な支援措置

## 1 農の雇用事業



新規就農、規模拡大に伴う従業員の雇用、後継者の育成・確保など人材を確保するための取組を支援します。

### 1 メニュー

#### ①雇用就農者育成・独立支援タイプ

新規就農者（独立希望者を含む）を雇用し、農業生産技術や出荷・販売ノウハウ習得のために実施する研修に要する費用を支援します（最大120万円/年、最長2年間）。

（新規就農者が障害者、生活困窮者、又は刑務所出所者等の場合 +30万円/年）

#### ②新法人設立支援タイプ

新規就農者を雇用し、独立又は経営継承を伴う農業法人設立に向けて実施する研修に対して支援します（1～2年目：最大120万円/年、3～4年目：最大60万円/年、最長4年間）。

（新規就農者が障害者、生活困窮者、又は刑務所出所者等の場合 +30万円/年）（当初2年間のみ）

#### ③次世代経営者育成タイプ

雇用者を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人・異業種の法人等へ派遣して実施する研修に対して支援します（最大10万円/月、最長2年間）。

### 2 要件

#### ①雇用就農者育成・独立支援タイプ、②新法人設立支援タイプの場合

- ・ 新規就農者を正社員として雇用し、研修開始時点で雇用期間が4ヶ月以上12か月未満であること※<sup>1</sup>
- ・ 労働保険・社会保険に加入し、就業規則を整備していること※<sup>2</sup>
- ・ 農業の「働き方改革」の実行計画を作成し、従業員と共有すること
- ・ 働きやすい職場環境整備※<sup>3</sup>に既に取り組んでいる、又は新たにに取り組むこと 等
- ・ 新規採択者数は、従業員数に応じた上限の範囲内であること※<sup>4</sup>

※<sup>1</sup> 独立希望者等は有期雇用でも可

※<sup>2</sup> 社会保険・就業規則については要件にあてはまる場合のみ

※<sup>3</sup> 休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、①労働時間管理、②従業員の人材育成・評価の仕組み、③男女別トイレ等 働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つを選択

※<sup>4</sup> 従業員数10人未満は上限なし、10～19人は2人、20人以上は1人まで。継続雇用しない場合（独立希望者）は上限なし。

#### ③次世代経営者育成タイプの場合

研修終了後1年以内に、当該雇用者を

- ・ 法人の場合は、役員または部門責任者等の経営の中核を担う役職への登用を確約
- ・ 個人の場合は、経営を委譲するか、法人化した上で役員に登用することを確約

### 3 必要な手続き

- ① 新規就農者（研修生）を雇用後、各都道府県農業会議に応募申請してください。
- ② 審査を経て、採択後、研修を開始してください。

農の雇用事業の詳細、問い合わせ先などについては以下をご覧ください。

<https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>（全国新規就農相談センターHP）



【お問い合わせ先】農林水産省経営局就農・女性課（03-6744-2162）

## 2 中小企業向け所得拡大促進税制

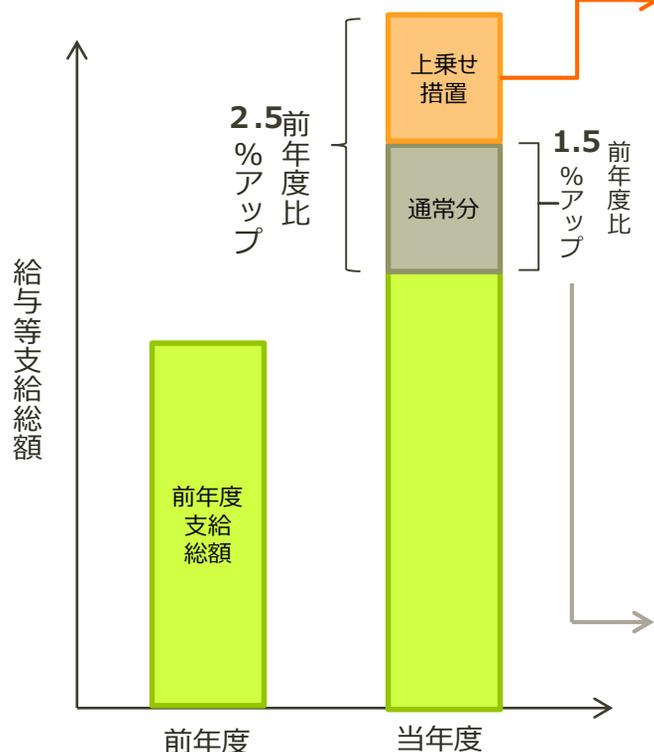
中小企業や個人事業者が**企業全体の給与等をアップさせた場合、アップさせた給与等総額の一部を法人税額・所得税額から控除**することができます。（2023年3月31日までに開始する事業年度が対象。）

【対象となる農業者】

青色申告をしている、

- ① 常時使用する従業員数が**1,000人以下の個人**
- ② **資本金または出資金の額が1億円以下の法人**

※ 農業協同組合・農事組合法人も対象となります。



#### 上乗せ措置（増加額×25%控除）

更に、**雇用者給与等支給額（企業全体の給与）が前年度より2.5%以上増加していること**に加え、

- ① 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- ② **中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画の認定**を受けており、経営力向上が確実になされていること

のいずれかの要件を満たす場合、**法人税・所得税額から控除できる割合が25%に拡大**します。

※ 中小企業等経営強化法の認定手続きについては、10ページをご覧ください。

#### 通常要件（増加額×15%控除）

- ・ **雇用者給与等支給額（企業全体の給与）が前年度比1.5%以上増加した場合、支給総額の増加額の15%を法人税・所得税額から控除**できます。

【留意点】

- ① 控除額の上限は調整前法人税額・所得税額の20%です。
- ② 大企業は要件及び税額控除の割合が異なります。
- ③ 給与等の支給総額には、以下は含まれません。
  - ・ 役員や役員の家族、親族である従業員に対して支払った給与等
  - ・ 退職金（その他、給与所得とみなされないもの）
- ④ **事前の申請・認定等の手続きはありませんが**、税務申告の際に、給与等支給増加額の明細等に関する資料等を提出する必要があります。

雇用関係の助成金には、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに役立つものが多数あります。

また、労働条件等に関係する助成金には、職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに役立つものが多数あります。



## 3 雇用関係の主な助成金

### 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（中途採用率の拡大、45歳以上の方を初めて採用または情報公表・中途採用者数拡大）させた事業主に対して支援します。

### トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験、技能、知能の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して支援します。

### 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）

雇用管理制度（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して支援します。

### キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して支援します。

## 4 労働条件等関係の主な助成金

### 業務改善助成金

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小事業主に対して支援します。

### 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を支援します。

本ページで紹介した助成金の他にも豊富な種類の助成金があります。  
詳しくはこちらをご覧ください。

雇用関係助成金検索ツール（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html)

労働条件等関係助成金（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000208406.html>



## (参考1) 人を雇い入れた際の留意点について

経営者が従業員を雇い入れた場合、雇用者の数や経営形態（個人・法人）に応じて、労働保険・社会保険や就業規則等に関する義務が定められています。

### 経営形態における社会保険の違い

		個人 任意組織	農事組合法人		株式会社
			従事分量配当制※ <sup>2</sup>	確定給与支払制	
労災保険	事業主	特別加入（任意）			
	従業員	従業員5人以上（強制） 従業員5人未満（任意）	組合員：特別加入（任意）	従業員1人以上（強制）	
雇用保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上（強制） 従業員5人未満（任意）	組合員：適用なし	従業員1人以上（強制）	
医療保険	事業主	国民健康保険	国民健康保険	健康保険（強制）	
	従業員	国民健康保険※ <sup>1</sup>	組合員：国民健康保険 組合員以外：健康保険（強制）		
年金保険	事業主	国民年金＋ 農業者年金（任意）	国民年金＋ 農業者年金（任意）	厚生年金（強制）	
	従業員	国民年金※ <sup>1</sup>	組合員：国民年金 組合員以外：厚生年金（強制）		

※<sup>1</sup> 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

※<sup>2</sup> 農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員としています。

### 労働条件・就業規則について

従業員が常時10人以上いる場合には、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出た上で、労働者が見やすい場所に掲示する等、周知する必要があります。

就業規則に記載しなければならない事項や労働基準法上守らなければならない事項については、農水省ホームページに掲載されている以下のパンフレットも参考にしてください。

『やさしい労務管理の手引き』

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf)

『労務管理のススメ』

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/attach/pdf/index-51.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-51.pdf)

『労務管理のススメ付録』

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/attach/pdf/index-47.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-47.pdf)

『農業法人労務管理のポイント』

<https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf>



## (参考2) 農業の『働き方改革』について

農業経営においても、経営が発展するにつれて人材の確保が必要になってきますが、人口減少局面で求人倍率も増加する中、今までと同じように人を確保することは年々難しくなっています。そのような中で人材に『選ばれる』農業経営体となるためには、『働き方改革』に取り組む必要があります。

「働き方改革」に取り組む際は以下の資料等も参考にしてください。

### ■ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド

働き方改革を具体的に進めるための、課題の洗い出し、経営理念・目標の共有、年間作業の平準化、業務のマニュアル化、人材の募集・育成等、段階的なアプローチについて、農業現場の実例を紹介しています。

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/files/180330guide.pdf>



農業の「働き方改革」  
経営者向けガイド

2018年 発行  
農業の「働き方改革」実践ワークブック

### ■ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド実践ワークブック

ガイドの内容について、書き込みながら考えることができるワークブックです。

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/files/workbook.pdf>



農業の「働き方改革」  
経営者向けガイド  
実践ワークブック 2018.6

### ■ 農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

農業経営者の皆さんの宣言（取組と達成目標）を紹介するサイトです。求人情報や自社のSNS等の情報も載せることができます。

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/>



### ■ StepWAP 農業の働き方改革-男女共同参画による経営発展-

経営発展につながる女性活躍の観点で、各省庁や関係機関などで公表している情報を紹介しています。

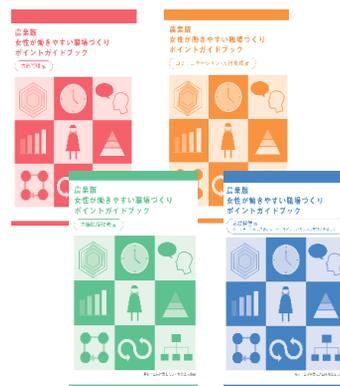
<https://step-wap.jp/>



### ■ 農業版 女性が働きやすい職場づくりポイントガイドブック

「労務管理編」、「コミュニケーション・人材育成編」、「労働環境改善編」、「家族経営編」の4つのテーマに分けて、女性が働きやすい職場づくりのポイントを解説しています。

[https://hojin.or.jp/standard/standard\\_category/100/joseikatsuyaku/cat3359/](https://hojin.or.jp/standard/standard_category/100/joseikatsuyaku/cat3359/)



### ■ 政府広報番組「徳光・木佐の知りたいニッポン！」 ～なりたい職業No.1を目指して農業も「働き方改革」実行中～

現場での取組がテレビでも紹介されました。Web上で動画を御覧いただけます。

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18410.html>



# Ⅲ. 経営のリスクに備えたい方が活用可能な支援措置

## 1 収入保険

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償**します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



### 1 対象となる農業者

**青色申告を行っている農業者(個人・法人)**

- ※ 加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。
- ※ 令和3年1月からは当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の1年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができます。

### 2 対象となる収入

**農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体**

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

### 3 補填の仕組み

- ・ 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割を上限に補填**します。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。
- ・ 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

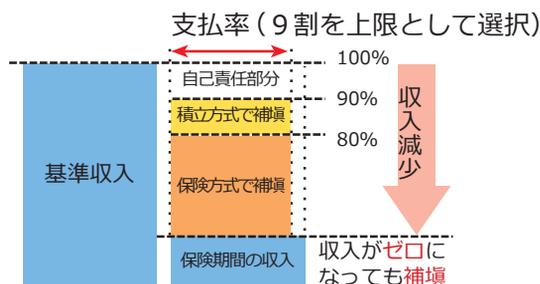
#### 基本のタイプ

例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。

このタイプは、保険期間の**収入がゼロになったとき**は、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の補填が受けられます。

#### 基本のタイプの補填方式

(※ 5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

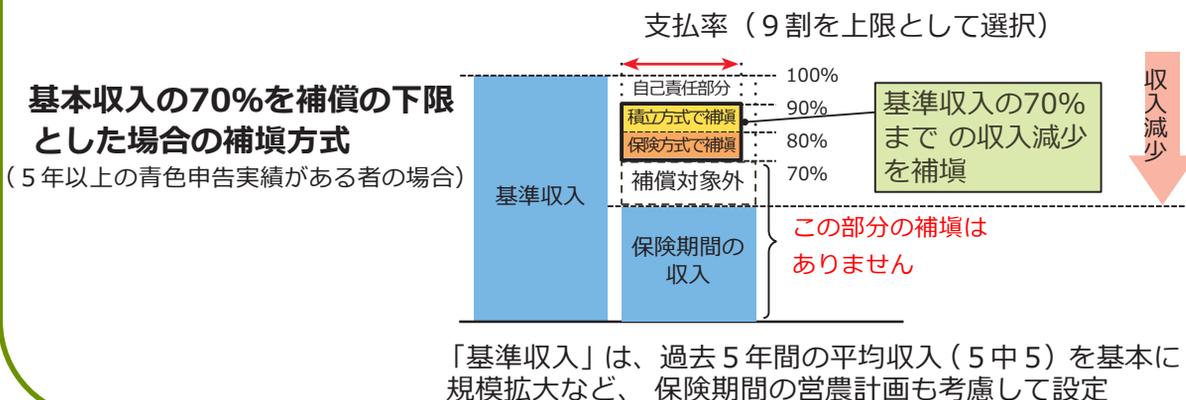
補償の下限を選択することで、最大4割安い保険料で加入することができます。  
補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填を受けるタイプ**です。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。

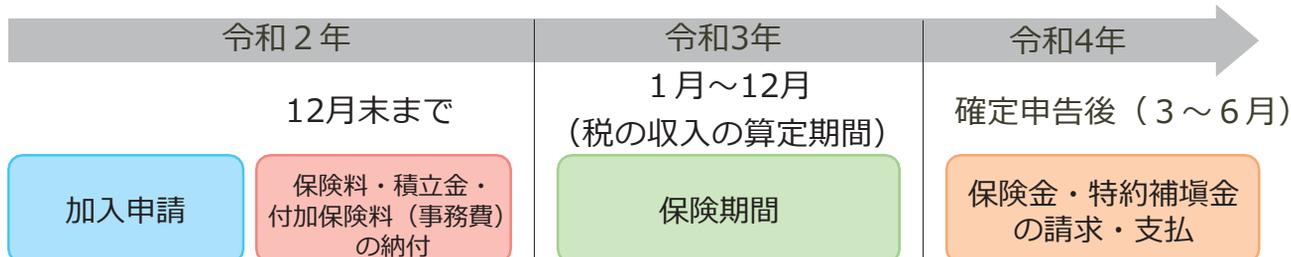
保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	補填金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円



加入・支払等手続のスケジュール

- ※ 保険期間が令和3年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



- ※ 保険料・積立金は分割支払もできます。（最終の納付期限は保険期間の8月末）
- ※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

制度の詳細や加入相談などはこちらをご覧ください。

最寄りの全国農業共済組合連合会又は農業共済組合等  
(農業共済組合等の相談窓口：<https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)



農林水産省HP

【お問い合わせ先】農林水産省経営局保険課 (03-6744-2175)

## 2 園芸施設共済

園芸施設共済に加入すれば、自然災害により農業用ハウ스에損害が生じた場合に、共済金が支払われます。



### 1 対象となる農業者

農業用ハウスの所有又は管理をしている農業者

### 2 補償対象

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（※暖房器具、栽培棚などの**付帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能）

### 3 対象事故

台風や大雪などの自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

### 4 補償内容

▼補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）します。【標準コース】  
※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償できます

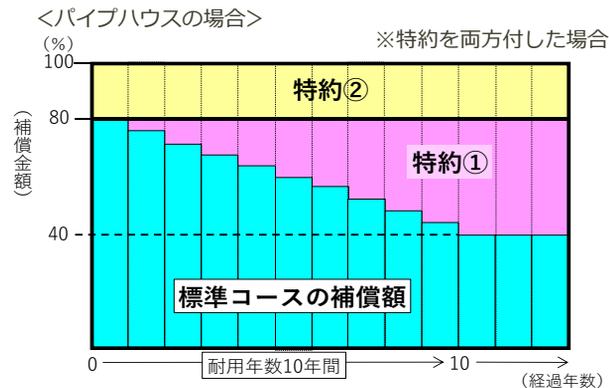
▼さらに特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能です

#### 特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

#### 特約② 付保割合追加特約

新築時の資産価値の最大2割を補償



▼損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に共済金が支払われます。

※特約を付加すれば、損害額が1万円を超える小さな損害から支払うこともできます。

### 5 掛金

- ・ 掛金の半分は国が負担（標準コース：1.6億円までの掛金）
- ・ 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引（最大5割引）
- ・ 小規模被害や耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲から外す、集団で加入するなどによる掛金の割引措置もあります

詳しい補償内容はこちら↓

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>（農林水産省HP）

制度の詳細や加入相談などはこちらをご覧ください。

最寄りの農業共済組合等

（農業共済組合等の相談窓口：<https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）

【お問い合わせ先】農林水産省経営局保険監理官室（03-3502-7380）

# 3 その他の農業共済 (農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済)



農業共済に加入すれば、自然災害により作物の収穫量が減少した場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合に共済金が支払われます。

## 1 対象となる農業者

以下の作物を栽培、家畜を飼養している農業者

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ <sup>※</sup> 、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶（一番茶）、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

## 2 内容

### 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害）、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。

### 【家畜共済】

- 家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

○詳しい補償内容はこちら↓

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>（農林水産省HP）

## 3 特徴

加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担**します。

### 2019年から、補償内容の拡充等、以下の見直しがされました。

- 全ての共済において、**共済金の受取が少ない農業者の掛金は、段階的に下がっていきます。**
- 家畜共済では、**死廃共済と病傷共済ごとにニーズに応じた補償金額を設定**できるようになり、**肥育牛等は事故発生時の価値で補償**する等の見直しを行いました。

制度の詳細や加入相談などはこちらをご覧ください。

最寄りの農業共済組合等

（農業共済組合等の相談窓口：<https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）

【お問い合わせ先】農林水産省経営局保険監理官室（03-3502-7380）

# IV. 法人化を検討するに当たって

個人の場合、所得税は累進課税のため所得が大きくなるほど税率も高くなりますが、法人税は定率課税のため、所得が大きい場合の税率は個人よりも低くなります。その他にも、法人のほうが税制上有利な場合もあります。



## 法人と個人の税率の違い

所得（収入から各種経費等を除いた後の額）でみると、所得が小さいうちは個人のほうが有利ですが、700万円で負担割合が同程度になり、それより大きくなると法人のほうが負担割合は低くなります。

所得が大きくなればなるほど、法人化したほうが税制上有利になります。



- (注) 1 「収入」から各種経費等を控除した後の「所得」に対して課される税率（2021年3月現在）で試算（法人は資本金1,000万円以下の普通法人で軽減税率を適用）している。  
 2 課税については、個人は所得税・復興特別所得税・個人住民税・個人事業税、法人は法人税・法人住民税・地方法人税・法人事業税・特別法人事業税としており、個人の所得控除については基礎控除のみを適用している。

	個人	株式会社	農事組合法人
国税	<b>【所得税】</b> <b>累進課税</b> 195万円未満： <b>5%</b> （最低税率） 695～900万円未満： <b>23%</b> 4,000万円超： <b>45%</b> （最高税率）	<b>【法人税】</b> <b>定率課税</b> ※ 800万円以下の部分： <b>15%</b> （最低税率） 800万円超の部分： <b>23.2%</b> （最高税率） ※資本金等1億円以下の普通法人の場合	<b>【法人税】</b> ①組員に給与を支給（普通法人） <b>株式会社と同じ</b> ②組員に給与を支給しない（協同組合等） 800万円以下： <b>15%</b> 800万円超： <b>19%</b>
地方税	<b>【個人住民税】</b> 所得割： <b>10%</b> 均等割： <b>5,000円</b>	<b>【法人住民税】</b> 法人税割： <b>7%</b> ※ <sup>1</sup> 均等割： <b>7万円</b> ※ <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup> 資本金等1億円以下かつ法人税額等1千万円以下の場合 ※ <sup>2</sup> 資本金等1千万円以下かつ従業者数50人以下の場合	<b>【地方法人税】</b> <b>10.3%</b>
	<b>【個人事業税】</b> 農業所得： <b>非課税</b> 農業所得以外： <b>3～5%</b> （業種によって異なる）	<b>【法人事業税】</b> 400万円以下の部分： <b>3.5%</b> 400～800万円の部分： <b>5.3%</b> 800万円超の部分： <b>7.0%</b> ※資本金等1億円以下の普通法人かつ年所得額が2,500万円以下等である軽減税率適用法人の場合	<b>【法人事業税】</b> ①組員に給与を支給（普通法人） <b>株式会社と同じ</b> ②組員に給与を支給しない（特別法人（協同組合等）） 400万円以下の部分： <b>3.5%</b> 400万円超の部分： <b>4.9%</b> ※ 特別法人が農地所有適格法人に該当する場合、農業所得については非課税
		<b>【特別法人事業税】</b> <b>37%</b> ※外形標準課税法人・特別法人以外の法人の場合	<b>【特別法人事業税】</b> ①組員に給与を支給（普通法人） <b>株式会社と同じ</b> ②組員に給与を支給しない（特別法人（協同組合等）） 所得割：法人事業税額の <b>34.5%</b>

- (注) 1 地方税については、東京都における税率を適用し、個人住民税については東日本大震災の復興財源の上乗せを含む。（2021年3月現在）  
 2 税率については、軽減税率、標準税率を適用している。

## その他の税制上の利点

- ・ 役員給与に対して給与所得控除が適用可能（経費の範囲が個人より広がる）
  - ・ 青色申告者の場合、赤字を繰り越せる期間が長い（個人：3年→法人：10年）※
- ※ 個人、資本金が1億円以下の中小企業等、農事組合法人の場合赤字額の全額を次事業年度以降に繰り越すことができますが、それ以外の大規模法人の場合、赤字額の全てを繰り越すことはできません（繰り越せる割合が法令で定められています）。

## （参考1）青色申告制度

青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。



青色申告は、①所得金額から最高65万円を控除※、②配偶者等に支払う給与を必要経費に算入、③損失額の繰越しや繰戻しができるなど税務上のメリットがあります。このほかにも、収入保険の加入、農業経営基盤強化準備金の活用、農業者年金の保険料補助などのメリットもあります。

	青色申告			白色申告
	①複式簿記 (正規の簿記)	②簡易簿記	③現金式 簡易簿記	④簡易な簿記
記帳方法	発生主義		現金主義	簡易な発生主義
	日々、取引ごとに所定の帳簿に記帳			日々、所定の帳簿に記帳 (取引をまとめて記帳可)
所得条件	なし		前々年度の所得が 300万円以下	なし
特別控除	65万円※	10万円		—

※ 令和2年の申告から、65万円の控除を受けるにはe-Tax（インターネット上で国税に関する申告などの手続きを行えるサービス）による電子申告か、電子帳簿保存（帳簿を電子データのまま保存できる制度）を行う必要があります。

（例）年間所得600万円の個人事業主で青色申告（複式簿記）をしている場合、白色申告に比べて所得税額が約13万円低くなります。

## （参考2）法人と個人の補助事業等における違い

取組内容	補助事業等	概要
資金の借入れ	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	借入限度額 ※認定農業者が対象 個人：3億円（複数部門経営等は6億円） 法人：10億円（民間金融機関から協調融資の状況に応じ 最大30億円）
	経営体育成強化資金	借入限度額 個人：1.5億円 法人：5億円
	農業改良資金	借入限度額 個人：5,000万円 法人：1.5億円
	農業近代化資金	借入限度額 個人：1,800万円 法人：2億円
資本の強化	農業法人投資育成制度	アグリビジネス投資育成株式会社等からの出資を受けることが可能
	農林漁業成長産業化ファンド (A-FIVE等)	6次産業化に取り組む際に出資を受けることが可能
人材の雇用・ 次世代経営者の育成	農の雇用事業	新規就農者を雇用する際に実施する研修に要する費用を助成（主に農業法人が対象）

### (参考3) 補助を受けて取得した機械等を法人に引き継ぐ場合

農業経営を法人化されるに際して、補助金を活用して取得した施設・機械を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要がありますが、引き続き、

- ・ 補助金の対象となった方が、法人化後も経営に携わり、
- ・ 補助目的に従って施設・機械が使用される

場合は、補助金返還は不要です。（農林水産省以外の補助金については、取扱いが異なる場合がありますのでご留意下さい。）

なお、補助金返還が不要となるためには、法人化のタイミングで申請いただく必要がありますので、詳しくは、地方農政局や市町村にご相談下さい。

(参考) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について  
[https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo\\_syobun/index.html](https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/index.html) (農林水産省HP)



### (参考4) 複数市町村で営農する認定農業者の認定

各種補助事業で要件となっている認定農業者の認定について、複数市町村で農業を営む場合、都道府県や国で一括して認定を行えるようになりました。また、電子申請もできるため、広域展開する法人や農業者の事務負担が軽減されました。



農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
  - ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）
- に認定を申請することになります。

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

※ 農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します。

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

※ 2020年4月から電子申請手続きが始まり、オンライン申請が可能です。

なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年から順次拡大中です。



電子申請の詳細はこちらをご覧ください。

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin?ec=302&startURL=%2Fs%2F> (農林水産省HP)



【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課 (03-6744-0576)

# V. 経営相談したい方が活用可能な支援措置

## 農業経営者サポート事業



2018年度から、都道府県段階に『農業経営相談所』を設置しており、法人化・労務管理・経営継承・規模拡大など、担い手農業者が抱える**経営上の課題**に対して、**現場に専門家を派遣**するなど、**伴走支援の形**でサポートします。

### 1 内容

- ① 農業経営相談所では、**経営診断などを実施**した上で、専門家（税理士、中小企業診断士など）を中心とした支援チームが経営課題の解決に向けた支援をすることを通じて、**個別の課題に限らず、様々な課題に伴走支援しながらサポート**します。
- ② 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士などのほか、農業経営アドバイザーや実際の農業経営者など、**様々な専門家と連携**することで、**多様な農業経営上の課題に対応**します。

### 2 活用の流れ

#### I 相談

都道府県に設置された**農業経営相談所にて相談を受け付け**ます。  
(農業経営相談所から直接訪問する場合があります。)

#### II 経営診断

**専門家による経営診断を実施**し、専門家や普及指導員などの意見も踏まえた上で、**支援内容について検討**します。

#### III アドバイスの提供

**支援内容に応じて、専門家を中心とした支援チームを派遣**して、伴走型支援により農業経営上の課題解決に向けサポートします。

各都道府県の農業経営相談所についてはこちら  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>

(農林水産省HP)



## 具体例①

### 中規模耕種（稲作・大豆・野菜）農業法人の場合

#### 経営課題

経営規模が年々拡大しており、**現在の人員では対応しきれなくなっていること**、また、**息子が後継者として就農予定**であることから、これを機に**労務管理体制を見直したい**。

#### 対応

専門家として**社会保険労務士を派遣**した上で、以下を実施。

- ① 労働保険・社会保険の適用について経営者に説明した上で、
- ② 現場の作業実態を踏まえた、**勤務時間・休憩時間・休日等の勤務条件について、具体策を提案**。

息子は社員として就農することが決定。

労務管理について一歩を踏み出したことから、今後、**就業規則の制定**についても検討予定。

## 具体例②

### 小規模園芸（トマト施設栽培）農家の場合

#### 経営課題

息子への経営継承を機にトマトの栽培方法を水耕からロックウールに切り替えたが、**栽培技術が追いつかず、増収や栽培管理の効率化、収益向上につなげられていない**

#### 対応

専門家として**園芸生産に詳しいコンサルタントを派遣**した上で、以下を実施。

- ① これまでCO2の高濃度化に燃料コストを要していたことが判明したため、**センサーを活用した効率的な施用に切り替えることを提案**。
- ② ロックウール栽培において重要な**初期の生育管理**についての技術指導を実施。

**栽培管理の改善による収量増、コスト削減による収益拡大が図られ、経営改善につながることを期待**。

【お問い合わせ先】農林水産省経営局経営政策課（03-6744-0576）

## 情報ガイド



### 農林水産省経営局Facebook「農水省・農業経営者net」

農業者の皆様が活用できる農林水産省全体の事業情報を一元的に配信しています。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei/>



### 農林水産省ホームページ「担い手育成」

農林水産省のホームページでは、本紙以外にも様々なパンフレットを掲載しています。

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/index.html#ninaite](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html#ninaite)



### 中小企業庁『中小企業施策利用ガイドブック』、『中小企業税制』

中小企業向け施策の概要が紹介されています。農業法人が活用可能な施策も多数あります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/>





## 問い合わせ先

(本パンフレットに関するお問合せ先)

**農林水産省経営局経営政策課 (03-6744-2143)**

(経営力向上計画の申請方法等について)

**経営力向上計画相談窓口 (03-3501-1957)**

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせは直接申請先機関にお問い合わせください。

(事業承継税制について)

各都道府県の申請窓口・お問い合わせ先にお尋ねください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170131madoguchi.htm>

(新型コロナウイルス感染症に関する支援措置について)

農林水産省HP「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html)

※ 事業内容の詳細に関しては各ページに掲載している問い合わせ先にご連絡下さい